

○水戸市剪定枝粉砕機貸与要項

令和元年7月29日

水戸市告示第73号

(目的)

第1条 この要項は、家庭における剪定した樹木の枝(以下「剪定枝」という。)の有効利用を促進するため、剪定枝を粉砕する機械(以下「粉砕機」という。)を貸与することにより、廃棄物の減量及び資源化を推進するとともに、循環型社会の構築に向けた市民意識の向上を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 粉砕機の貸与の対象となる者は、市内に住所を有する個人で、その自宅の敷地内において剪定枝を自ら処理しようとするものとする。ただし、営利その他事業の用に供する目的で使用しようとする者を除く。

(貸与期間等)

第3条 粉砕機の貸与の期間(以下「貸与期間」という。)は、貸与を受ける日(以下「貸与日」という。)から起算して7日以内とする。ただし、当該期間の末日が水戸市の休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等以外の日を当該期間の末日とする。

2 粉砕機の貸与は、1回につき1台とする。

3 粉砕機の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、粉砕機を返却した日の属する月の末日までの間は、再び粉砕機の貸与を受けることができない。

(貸与の手続)

第4条 粉砕機の貸与を受けようとする者(以下「貸与希望者」という。)は、貸与日の30日前から前日までの間に、電話又は窓口で借受けの予約をするものとする。

2 前項の規定による予約をした者が貸与日に貸与を受けないときは、市長は、当該予約を取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、現に予約及び貸与をされていない粉砕機があるときは、貸与希望者は、予約をせずに貸与を受けることができる。

4 貸与希望者は、粉砕機の貸与を受ける際に、剪定枝粉砕機借用書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、貸与希望者は、運転免許証、健康保険証その他住所が確認できる書類を提示しなければならない。

(貸与の場所)

第5条 粉砕機の貸与は、市長が指定する場所で行う。

(貸与の費用)

第6条 粉砕機の貸与は、無償とする。

2 粉砕機の運搬、維持管理等に要する経費は、借受者の負担とする。

(返却)

第7条 借受者は、貸与期間が満了したときは、貸与を受けた粉砕機に剪定枝粉砕機借用報告書(様式第2号)を添えて市長の指定する場所に返却しなければならない。

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、粉碎機の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により粉碎機の貸与を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、粉碎機の貸与を行うことが不適當であると認めるとき。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉碎機により粉碎した剪定枝は、堆肥、土壌改良材、雑草防止材等として有効活用すること。

(2) 粉碎機の取扱説明書記載の使用上の注意を守るとともに、事故防止、騒音防止、ごみの散乱防止等の対策に十分配慮すること。

(3) 粉碎機に異常があるときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(損害賠償及び原状回復)

第9条 借受者は、粉碎機を運搬し、又は使用するに当たり、事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

2 借受者は、自らの責めに帰すべき事由により、粉碎機の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損した場合は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はその原状に復さなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受者は、貸与を受けた粉碎機を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。